

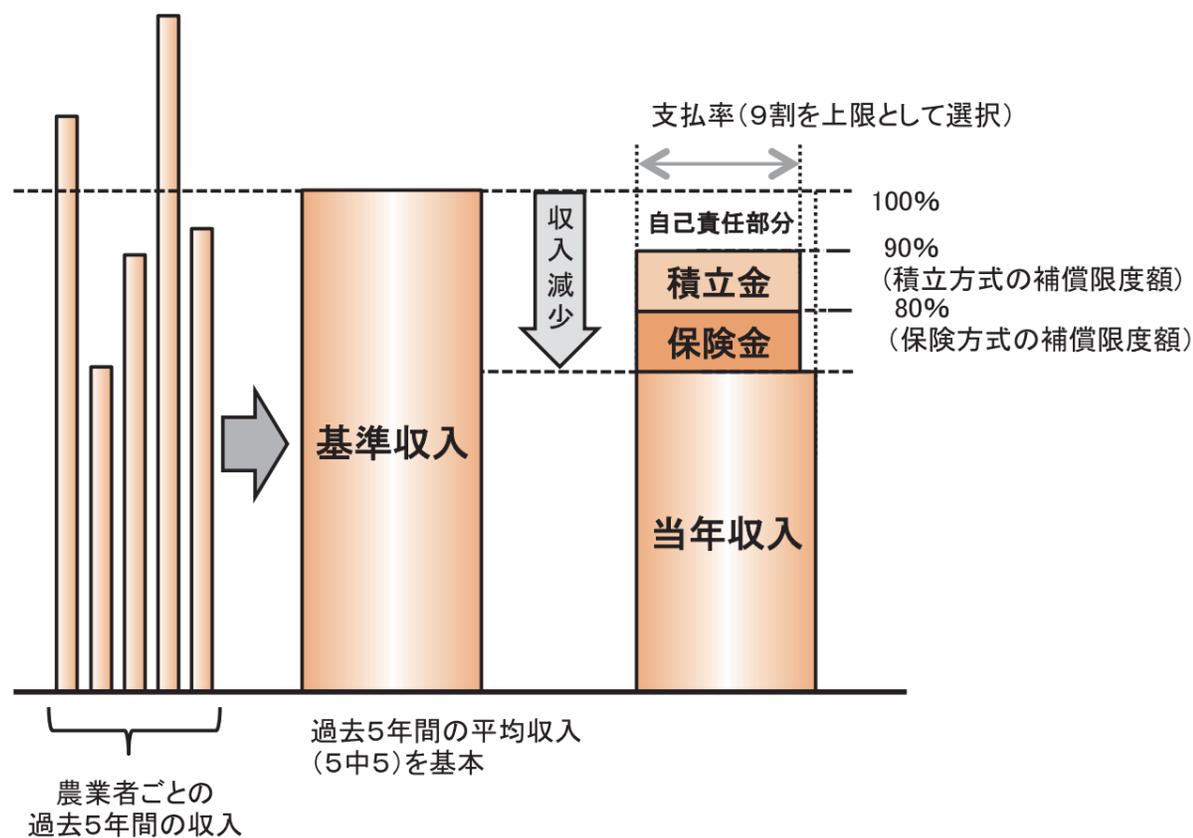
青色申告を始めましょう！

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、平成29年3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

この申請を行えば、平成29年分の所得から、青色申告を行うことができます（申告時期は平成30年2～3月）

なお、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。

<収入保険制度の補填方式>



(注) 5年以上の青色申告実績がある者が、補償限度9割(保険方式+積立方式)を選択した場合

お問い合わせ先

農林水産省
九州農政局熊本県拠点地方参事官室
096-300-6020 又は 096-300-6024

平成28年分「所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税」 熊本東税務署申告相談会場について

税務署が開設する申告相談会場及び税理士会による確定申告無料相談会場等は、次のとおりです。

【申告相談会場】

火の国ハイツ (熊本市東区石原2丁目2-28 [県民総合運動公園入口])

※熊本東税務署内では申告相談は行いません。

【申告相談期間】

平成29年2月16日(木)～3月15日(水) (ただし、土、日曜日は除く。)
(注) 2月19日(日)及び2月26日(日)に限り、日曜日でも申告相談を行います。

【相談受付時間】

午前9時から午後4時まで

【申告相談会場地図】



申告相談会場は大変混雑しますので、申告書は、国税庁ホームページで作成・印刷して郵送等での提出が、「簡単」で「便利」です。

【問い合わせ先】 熊本東税務署 (電話096-369-5566) ※自動音声案内